本号で公布された法令のあらまし

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第五七号）（法務省）

1　大臣官房に置かれる参事官を一人廃止することとした。（第一二条及び附則第三項関係）

2　民事局に置かれる参事官を一人廃止することとした。（第一二条及び附則第四項関係）

3　大臣官房に置かれる参事官三人の設置期間を延長することとした。（附則第三項関係）

4　民事局に置かれる参事官二人の設置期間を延長することとした。（附則第四項関係）

5　刑事局に置かれる参事官一人の設置期間を延長することとした。（附則第五項関係）

6　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令及び国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第五八号）（財務省）

1　平成二四年四月分以後の国家公務員共済組合法の年金である給付の額の算定に用いる再評価率等について、平成二三年の物価変動率を基準として改定及び設定を行うこととした。（第一条関係）

2　平成二四年四月分以後の物価スライド特例水準の国家公務員共済組合法の年金について、平成二三年の年平均の物価指数が平成二二年（年金額引下げの基準となる年）の年平均の物価指数と比較して〇・三パーセント下がったことに伴い、年金の額を〇・三パーセント引き下げるための改正を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令（政令第五九号）（総務省）

一　地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正

1　平成二四年度における地方公務員等共済組合法第四四条第二項に規定する再評価率を改定することとした。（第一条関係）

2　平成二四年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第九八条第一項に規定する給料年額改定率を改定することとした。（第三条関係）

3　平成二四年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第一一条第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する従前額改定率を改定することとした。（第四条関係）

二　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正

物価スライド特例措置を適用する場合における平成二四年度における地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等について改定することとした。（附則第二条～第四条関係）

三　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正

物価変動率による改定規定を適用する場合に係る平成二四年度における地方議会議員の年金の額等を改定することとした。

四　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令（政令第六〇号）（農林水産省）

一　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正関係

平成二四年四月から平成二五年三月までの間における特例退職共済年金等の額の算定に用いる率を〇・九六一と定めることとした。（第五条の二関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例障害農林年金及び特例遺族農林年金に関する経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二四年四月以降の月分の特例障害農林年金及び特例遺族農林年金の額の算定に用いる率を〇・九七八と定めることとした。（第三条関係）

三　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第六一号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

平成二四年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二四年度における国民年金法による特別一時金等の額を改定することとした。（第五二条、第九四条、第一一七条及び第一三六条関係）

三　平成一六年度、平成一七年度、平成一九年度及び平成二〇年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二四年四月以降の月分の国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の読替え等について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第二条、第四条～第七条、第一一条～第一三条及び第二〇条関係）

四　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

平成二四年度における国民年金法第二七条に規定する改定率、同法第八七条第三項に規定する保険料改定率、厚生年金保険法第四三条第一項に規定する再評価率並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第二一条第一項及び第二項の従前額改定率等を改定することとした。（第一条～第四条及び第六条関係）

五　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第六二号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る平成二四年度における改定率を、〇・九七六とすることとした。

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六三号）（警察庁）

1　給付基礎額の最高額を一万四、一〇〇円に引き下げることとした。（第五条第二項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、二九〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万六、六〇〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、一五〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、三〇〇円にそれぞれ引き下げることとした。（第七条の二第二項関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。（附則関係）
